

日本統治下朝鮮における神社参拝問題と 聖潔教会弾圧事件

藏田 雅彦

序論

日本統治下朝鮮におけるキリスト教弾圧事件としては、1911年の105人事件¹⁾ 1919年の3・1独立運動、統治末期の神社参拝強要問題などを挙げることができる。前二者はキリスト教弾圧というよりは民族独立運動の抑圧が事件の主な動機となっているが、朝鮮のキリスト教（プロテstant）がその成立初期より民族主義的色彩を強く持っていたこと、日本統治初期の民族運動指導者のなかにクリスチヤンが多かったことなどから、結果的にキリスト教に対する弾圧事件となった。²⁾ しかし、日本統治末期の神社参拝強要は、皇民化政策を中心とする日本の植民地政策に対する信仰に基づいた抵抗を徹底的に抑圧しようとしたキリスト教迫害の典型的事例であった。

神社参拝問題は、参拝・非参拝をめぐって、その当時の朝鮮の教会に深刻な分裂をもたらしただけでなく、解放後もその問題が尾を引き、特に長老教会の分裂を引き起こした。³⁾ そのような重大な問題であるにもかかわらず、神社参拝問題に関する歴史的研究は幾つかの問題点をはらんでいる。まず、神社参拝を偶像崇拜と見ることは的を得ているが、その点を強調し過ぎたために、神社参拝強要の背景にある当時の総督府の宗教政策、さらには総督府の背後にある天皇制国家の問題性にまで十分関心が向かなかった。当時のクリスチヤンがその様な傾向を持っていたことも事実であるが、天皇崇拜の強要や天皇制国家ないしは国体への忠誠が求められていたことは、当時の訴訟記録などにも表れている。⁴⁾ 第二に、日本の神社政策の根柢となつたいわゆる神社非宗教論に対する反論として、神社ならびに神道を宗教と解釈することに重点を置き過ぎたために、国家神道によって支えられた天皇制イデオロ

ギー、特に天皇制国家の持つ宗教性という大きな枠組みに十分な関心が寄せられなかった。⁵⁾ 第三に、神社参拝問題に対するキリスト教の対応を教派別に見て、それぞれの神学的立場の違いを対応の仕方の根拠と見る傾向があるが、このような視座は教派の指導者に関してはある程度妥当であるとしても、一般信徒の状況を十分には把握できないし、当時、天皇制との葛藤関係において教派を超越して存在した朝鮮のクリスチャンのダイナミックスについて過小評価するきらいがある。このことは、神社参拝問題に関して、解釈者自信の信仰告白が歴史解釈に投影される傾向があることを意味する。⁶⁾ この点と関連して、第四に、従来の研究が著名な牧師および教会指導者を中心とした歴史叙述に止まっていることを指摘しなければならない。この問題は、教会史叙述における史観の問題と関連することであるが、その点にはここでは深く立ち入らない。⁷⁾ 3・1独立運動に関しては社会史的方法論によって一般信徒の状況がある程度研究されているが、日本統治末期の神社参拝問題については、一般信徒の状況に関する言及は極めて少ないといわざるを得ない。⁸⁾ 第五として、指導者中心的な史観は、50余名の殉教者をもたらした神社参拝問題の深刻さとも関連するものである。⁹⁾ 殉教者の果たした歴史的役割に関しては、決して過小評価されなければならないが、殉教か転向かという二者択一的見方を強調するあまり、面従腹背的な姿勢でこの困難な時代を乗り切ろうとした数多くのクリスチャンの存在を無視してしまう傾向がある。¹⁰⁾ 第六に、そのような一般信徒の状況についてより深い考察をするためには一次資料の脆弱性を克服しなければならない。解釈者の信仰告白が歴史解釈に投影されるという問題も、一次資料の弱さという問題と密接に関連している。

本稿では1930年代後半から1940年代のいわゆる戦時体制下で、皇民化政策と神社参拝強要によって厳しい抑圧のもとに置かれていた朝鮮のクリスチャンたちの信仰告白と証しを、天皇制イデオロギーとの葛藤関係の中で明らかにしていく。なかでも、長老教や監理教に比べてまだ十分な研究がなされていない、東洋宣教会聖潔教会を主に取り上げる。聖潔教会は、同じ系統である日本のホーリネス系教会が1942年6月に一斉検挙された後を追って、1943年

年5月に一斉検挙され、同年9月には教会が閉鎖され、12月29日には強制解散させられている。¹¹⁾ この強制解散にまで追い込まれた最大の原因是、彼等の再臨信仰が国体に反するという点にあった。再臨信仰が神社参拝拒否運動を展開した長老会の李基宣牧師たちにとって、唯一神信仰とともに重要な信仰的根拠であったことはすでに研究者によって明らかにされているが¹²⁾、唯一神信仰と天皇崇拝および神社参拝、再臨信仰と国体、侵略戦争の遂行と非戦・反戦・厭戦などの戦争批判という対立構造はすでに早い時期に表れている。治安維持法の改正により従来不敬罪の対象になっていた皇室や皇族に対する冒瀆も治安維持法の対象となったのが1941年5月のことである。その年の8月、江原道金化聖潔教会の信徒二名が不敬罪他の容疑で逮捕されている。その訴訟記録を見ると日本のホーリネス教会の一斉検挙よりも早いこの時期に、すでに再臨信仰が問題視されていたことが分かる。再臨信仰が国体に反するとして弾圧の対象となった事件としては、1939年の灯台社京城支庫の一斉検挙があるが¹³⁾、それを除けば、金化聖潔教会の事件は極めて早い時期の事件だといえる。本稿では、聖潔教会弾圧事件の訴訟記録を分析することによって、聖潔教会に表れた天皇制とキリスト教との葛藤関係を明らかにしていきたい。

聖潔教会略史

東洋宣教会は、アメリカ人カウマン夫妻とギルボルンが日本人伝道者中田重治らと1905年に日本で創立した宣教団体である。同会は、すでに1901年、東京神田に中央福音伝道館を建てて、聖書学校と伝道活動を始めていた。¹⁴⁾ 極東地域を宣教対象としていた東洋宣教会は、1907年に韓国における宣教に着手している。¹⁵⁾ 創始者たちをつなぐものは、彼らが神学をまんだムーディ神学校である。ムーディ神学校はアルミニアンの系統であるウェスリー派の体験主義に立脚した神学校である。従って、ウェスリー思想の影響も受けた東洋宣教会の神学思想は、重生、聖潔、神癒、再臨の四重福音と言われるものである。東洋宣教会の宣教活動は、当初は、アメリカ人あるいはイギリス

人宣教師の指導を受けながら、伝道館を中心に組織化されていたが、1921年には、東洋宣教会聖潔教会という教団組織として組織化されるに至った。ちなみに、日本では1917年に、東洋宣教会ホーリネス教会として教団組織が成立した。

このようにして、日本と韓国の教団組織は、ともに東洋宣教会から出発したもの、別個の組織として運営されるようになった。しかし、両教団とも日本統治末期に教職、信徒の一斉逮捕、裁判など徹底的な迫害を受け、さらには強制解散の憂き目に会っている。教団レベルでは、神社参拝を始め戦時協力も行なっているが、神観において非妥協的な唯一神論をとっていること、また直接的には再臨思想が国体に抵触するとみなされたのである。ここで、日本統治末期のキリスト教弾圧について、神社参拝問題を中心にして簡単に触れておきたい。

神社参拝問題と朝鮮人クリスチャンの信仰的立場

神社参拝の強要はまずキリスト教主義学校に対して行なわれた。1935年には崇実中学校長マッキューン、崇義女子中学校長スヌーク、安息教順安義明中学校長リーらが、神社参拝を拒否し、廃校の危機にあった。¹⁶⁾ 北長老教宣教部は神社参拝拒否を決議、マッキューンとスヌークは36年には校長職を解かれた。しかし、教会と学校運営は別と考えた一部の宣教師は当局に妥協した。一方、南長老教は外地宣教局総務フルトンが、神社参拝を宗教行為とし、強要の場合は廃校も辞さずという、フルトン声明を発表し、非妥協的態度をとった。朝鮮総督府は、1936年に南次郎が総督に就任すると、国体明徴を始めとして、内鮮一体と皇民化政策を急速に押し進めた。折しも、1937年7月、日本は中国との戦争に突入、さらに太平洋戦争と拡張する中で戦時体制下での宗教統制と戦争協力への動員、いわゆる宗教報国が進められた。¹⁷⁾

各教派のうち天主教（カトリック）はすでに教皇通牒により神社非宗教論を受け入れており、監理教（メソディスト）も38年、神社参拝は国民の当然守るべき国家儀式であるとして神社非宗教論を受け入れた。最後まで反対を

主張した長老教会に対して、総督府は一方では民族主義者たちを拘束し、宗教報国に動員し、他方で日本基督教会の富田満議長を説得のために派遣し、最終的には徹底した監視のもとに1938年9月9日第27回朝鮮耶蘇教長老会総会において、神社参拝決議にこぎつけたのである。¹⁸⁾

こののち、長老教会を中心に神社不参拝運動が全土で繰り広げられた。警察は40年6月から一斉検挙を開始し、最終的には廃止された教会200余、逮捕された教徒2000余名、獄死者50余名に及ぶ被害を出した。神社不参拝運動を組織した李基宣牧師を始めとする長老教会の指導者たちの信仰的根拠は、唯一神信仰と再臨信仰の二つにまとめることができる。¹⁹⁾ また、他の教派に比べて、長老教会の牧師、信徒たちの方が明確な反天皇制と反神社参拝の立場を取っていた。それだからこそ1938年第27回総会に際して、徹底的な官憲の介入によって神社参拝決議に追い込んだわけである。まず第一の特徴として、長老教会の政体が監督制ないし司教制をとっていた監理教、聖潔教会、天主教などと異なる長老制をとっていたことがあげられる。上部の決定によって神社参拝を受け入れた監理教や天主教と違って、長老教会の場合は総督府の方も全国の老会を屈服させ、次いで総会を屈服させるという手の込んだ弾圧政策を取らざるを得なかった。第二に、総会での参拝決議にも拘らず、長老教会では参拝にあくまで反対する者たちが、神社不参拝運動という実践運動を展開したという点である。純粹に信仰的立場から殉教をも覚悟して反対した朱基徹牧師や、孫良源牧師などの場合、また反対運動の組織化に奔走した李基宣牧師、あるいは今日的な言葉でいえばロビー活動によって参拝強要を止めさせようとした朴寬俊長老や金善斗牧師の場合など若干対応の違いはあるが、極めて受動的であった他教派に比べて対照的である。²⁰⁾ 第三に同じ長老教会の中でも北長老教と南長老教に間に僅かな違いがあった。根本主義に近い保守信仰を持つ南長老教では異教である神道の神の礼拝などまったく受け入れることができず、キリスト教主義学校に対する強要に直面してフルトン声明にあるように、学校閉鎖も辞さず反対した。北長老教はアンダーウッドやなどのように学校運営を重視して現実路線を取るものもいた。ただしこ

の違いは余り重視することはないだろう。特に朝鮮人クリスチャンの場合、宣教師の態度とまったく同一視することはできない要素があったと考えられる。この点は、信仰形態の問題であるが、朝鮮人クリスチャンの信仰はアメリカ人宣教師の根本主義的な信仰を受け継ぎ、それが復興会などを通して定着していったが、その信仰形態は決して彼岸的であるとは言いきれない。現実生活の苦難、ことに民族の苦難を聖書の中に読み込むという意味で、聖書の字句を字義通り受けとめる傾向があった。²¹⁾

ところで、リー・クンサムは神社参拝に抵抗した朝鮮人クリスチャンの動機を、1) 十戒にたいする服従と教会に対する愛、2) 終末的待望とキリストの王権に対する個人的献身、3) 神的真理に対する非妥協的証しと教会と国家に対するキリスト者の責任、という形で分析している。²²⁾ このうち最も重要な要素は、十戒、とくに第一第二戒にたいする服従を意味する唯一絶対神信仰、および末世と千年王国の到来を待望する終末論的信仰、即ち再臨信仰である。唯一絶対神信仰こそ宣教師が朝鮮人信徒に植え付けた信仰であり、特に朝鮮では祭祀を偶像崇拜としてそれとの断絶をはかったことが神社を偶像崇拜と見る信仰につながっている。このような信仰形態がもっとも鮮明なのは長老教会であるが、聖潔教会のような根本主義信仰を持つクリスチャンたちもこれを共有していた。天主教はかつて中国での典礼の問題で迫害を受けた体験からローマ教皇自ら神社参拝を国民儀礼と認める立場を公表したし、監理教はもともと土着化に強い関心を持ち祭祀に対しても寛容な態度を取っていた。この唯一神信仰こそ、現人神天皇を神格化し、その崇拜を国民としての当然の義務と考えた天皇制国家の論理と対決せざるをえなかつた。

つぎに再臨思想は、ブラウンも指摘するように初期の宣教師たちの保守信仰のひとつの要素であった。²³⁾これまでの神社参拝問題に関する研究は神社偶像論を中心にしてきたが、この再臨思想は神社偶像論に勝るとも劣らないほど重要な抵抗の信仰的根拠であった。長老教会の李基宣牧師、孫良源牧師の場合も再臨思想が強く見られるし、聖潔教会の場合は四重福音のひとつで

あり、まさに再臨信仰のゆえに日本でも朝鮮でも一斉検挙され迫害を受けたのである。これまでの研究が長老教会や監理教などの主要教派に集中していたため、本稿では教派を超えて存在した朝鮮人クリスチヤンの信仰告白と証しを明らかにしていくことをひとつのねらいとして聖潔教会の不敬罪事件をとりあげる。すでに述べたように、聖潔教会は1943年一斉検挙と教団解散という迫害を受けたが、その伏線として1941年の不敬罪事件は重要である。この事件の訴訟記録を通して、聖潔教会の神社参拝問題に対する態度を知ることができると、また神社だけでなく天皇制に対する一般信徒の態度も伺い知ることができる。

聖潔教会員の不敬罪事件

ここに紹介する記録は1941年8月6日に摘発、不敬罪その他の容疑で9月16日に留置された韓楨禹（創氏改名：清原新庭）および朴允相（創氏改名：岡村茂信）の不敬罪事件の訴訟記録である。両名は江原道金化郡の東洋宣教会金化聖潔教会の信徒であるが、神宮および天皇に対する不敬、また政治に関する不穏の言動、造言蜚語などの罪に問われている。この年は、3月に改正治安維持法が施行され、宗教団体の取締を念頭において第7条の結社目的に、「神宮もしくは皇室の尊厳を冒瀆すべき事項を流布すること」が付け加えられた。²⁴⁾ この改正治安維持法は5月15日、朝鮮においても施行され、戦時協力と国体護持が強力に推進されつつあった。またキリスト教会に関しては前年に、神社不参拝運動に加わった人々の一斉検挙が行なわれていた。日本はこの年12月8日、太平洋戦争に突入した。

日本でのキリスト教団体に対する大量逮捕と迫害は、すでに1939年に灯台社の一斉検挙があり、1941年にプリマス・ブレズレン、耶蘇教基督之新約教会、無教会派信者などが、再臨思想ないしは平和思想のゆえに弾圧されている。²⁵⁾ そして、1942年の6月26日には、戦時中最大のキリスト教弾圧である、ホーリネス教会系の日本聖教会およびきよめ教会の牧師134名が一斉に検挙された。両教会は1940年に日本基督教団に、それぞれ第6部、第9部として

統合されていたが、日本基督教団の一部であることは無視され宗教結社として扱われ、その認可を取り消され強制的に解散させられた。

金化教会の不敬事件は、日本でのホーリネス系教会の一斉検挙に先立つ事件であり、その尋問内容は、日本の場合の予行演習のごとく酷似している。しかし、この41年聖潔教会弾圧事件については、韓国の教会史関係の論文にも言及はないし、聖潔教会史にも一言も触れられていない。また、日本のホーリネス弾圧に関する証言集などにも、まったく言及されていない。41年という時期を考えれば、この事件は極めて重要なものと考えられるし、また事件の訴訟記録の資料的価値も高いといえる。

まず、警察意見書によって二人の犯罪事実を見てみよう。韓楨禹は、簡易生命保険の集金員で25才、東洋宣教会金化教会の執事であるが、彼の犯罪事実は次の通りである。（イ）1941年2月10日、紀元節の神社参拝の途中、同行の者たちに、「聖書に『ハナニム』曰く、『余以外に他神を祈るべからず』とあるので、教徒は神社参拝する必要がないが、国家が強制的に奨励するから仕方無く参拝する。神社参拝しても眞実は神社に祭ってある神様に参拝するのでなく、『イエス』に対して参拝すべきである。また、黙禱も戦没将兵に対してやるのでなく、『イエス』に対してやるべきだ。」と、神宮に対する不敬の言動を弄した。（刑法第74条第1項）（ロ）同年2月、自宅で朴允相との会話で、「『イエス』は『ハナニム』の子で神の力、即ち絶対的能力と絶対的権能を有しているから、天皇陛下も『イエス』には服従し、その支配を受けねばならぬ。」と、天皇の尊厳を冒瀆する不敬なる言動を弄した。（刑法第74条第2項）（ハ）40年6月、家庭礼拝で神宮の尊嚴を冒瀆する言動をし、また『覚醒せよ』という題で説教し、「今は末世である、イエスが地上に再臨して地上天国を建設し、万王の王様、即ち世界各国の王様より以上の王様になるはずだから、我々教徒はよく覚醒して天国に行けるだけの資格を得なければならぬ。もしその資格を得たら天国に行って右大臣、左大臣、今の話で言えば内閣総理大臣にもなれるんだ。」と、政治に関し不穏の言動を弄した。（保安法第7条）（ニ）同日、「現在日本と支那が戦争しているが、聖書

に書いてある通り今は末世であり、日本と支那は両方滅びる。」と、皇軍を侮辱し、軍事に関して造言蜚語を洩らした。(陸軍刑法第99条)²⁶⁾

朴允相は大工業で45才、韓とともに金化教会の執事である。キリスト教を盲信した結果次の犯罪を犯したという。(イ) 岩井里聖潔教会で「千年王国」の題で説教したとき、「今のような末世にイエスが再臨し、地上天国を建設し万王の王様になったら、我々教徒はいかに幸福な生活ができるだろうか。」と、政治に関する不穏の言動を弄した。(保安法第7条) (ロ) 韓の犯罪事実(ロ)の項の同じ。(ハ) 40年5月4日、教会礼拝堂で「我等は末世たることを知れ」と題して説教し、(1)「新約聖書マタイ第23章に、『百姓が百姓を打ち国が国を打ち、親が子を虐待し子が親を虐待するときが、即ち末世だ』とあるが、現在日本は支那と戦い独逸は英國と戦っておるなら、今が末世だ。」(2)「末世に『イエス』が再臨するとともに『ハナニム』は硫黄の火をもってこの地球や世界人類を焼くと即大天地が開闢してしまうと新天新地による『イエス』の地上天国ができる。」(3)「『イエス』の地上天国が建設されると、教徒は万王の王様たる『イエス』の統治の下に和平にして安樂な生活ができる。」とそれぞれ、帝国の滅亡を暗示するような政治に関する不穏な言動を弄した。(保安法第7条)²⁷⁾

以上をまとめてみると、まず第一に神社参拝における不服従、および天皇觀に関連して、キリスト教の唯一神信仰が天皇制と相容れなかつたために、不敬罪とされている。第二に、時局認識に関連して、再臨信仰に基づく発言が政治に関する不穏な言動、ないしは造言蜚語とみなされ、保安法および陸軍刑法違反に問われている。日本のホーリネス系教会弾圧も、その核心は再臨信仰と天皇制との衝突であり、國体変革を企てる団体として、治安維持法に問われた。日本統治下の朝鮮でも41年5月に改正治安維持法が施行されているが、金化教会事件は、まだ聖潔教会全体に対する組織的弾圧とは見られず、治安維持法の対象とはならなかったようである。しかし、1942年6月に日本で一斉検挙があったこと、またホーリネス教会弾圧の準備が以前からなされてきたことなどを考慮にいれると、本事件において再臨思想が問われて

いることは日朝の連動を示しているように考えられる。²⁸⁾

警察および検察による取調べの内容については後で見ることにして、公判請求書の犯罪事実と判決を先に見てみよう。韓に対しては、前記の（イ）の神社参拝時の不敬容疑のみ、朴に関しては、前記（ロ）の天皇に対する不敬のみに限定され、他の容疑は不起訴扱いになっている。最終的には朴の不敬事件も不起訴となり、韓は転向を認められ京城地方法院の公判を受け、1942年1月19日、懲役一年の判決を受け、直ちに上訴を棄却している。つまり、再臨信仰は公判では問われず、また唯一神信仰も転向によって放棄してしまった。この落差をどう解釈すべきであろうか。一方で、警察による犯罪事実の認知がデッчи上げであり、警察の思い込みを中心に作文された可能性を考えられる。²⁹⁾ 他方で犯罪事実は多少の誇張はあるにしても、かなり本音に近い可能性も考えられる。なぜなら、警察での調書をみると被疑者の主張がよくあらわされているからである。この場合、警察ないしは検察での恫喝、あるいは拷問なども含む迫害によって転向を迫られたと考えることができる。この点は、警察および検察調書を読みすすむと少し明らかになってくる。

まず、韓の被疑者訊問調書を見てみよう。ここで韓は自分にたいする犯罪事実を肯定する応答をしている。神社参拝に関しては、上記に付け加えて宮城遙拝に関する質問があり、「形式は天皇陛下と天皇陛下の在る所に向かってやりますけれども、精神はやはり『イエス』に対して遙拝する。」と、答えている。天皇とイエスとの関係については、「イエスはだれか」、「イエスは何時のもので、現在どこにおられるか」、「聖人とは」と質問が展開され、「天皇もイエスに服従しなければならない」、「天皇陛下も『イエス』を信じなければならない」、「『イエス』は『ハナニム』の子でありますから、天皇陛下より偉い」、という答えが引きだされている。再臨思想に関連しては、「末世とは如何」、「地上天国とは如何」、「イエスの再臨とは」などの質問がたたみかけるようになされている。「『ハナニム』が硫黄の火をもって地球、即ち世界各国を滅亡させるのを待つよりは教徒等の直接行動により地上天国を建設させた方が早くはないか」と、再臨を現実の政治活動に結び付けよう

とするいじわるい質問もある。

朴の調書を見ると、微妙ではあるが韓との違いがみられる。朴は皇国思想に反するようなことははっきりとは述べていない。地上天国を含む再臨を説教したことは認め、また天皇陛下もイエスに服従しなければならない、と言つてはいるが、末世、地上天国など再臨に関することは慎重に答えていた。例えば、「『イエス』が地上に再臨するとは現社会に再臨すると言うことだね。」という、ひっかけ的な質問に対して、「『イエス』の再臨は天地開闢後の世の中に現われて来ると言う事であるように思われます。」と答えている。「神社参拝も黙禱も宮城遙拝も「イエス」に対してやるのでないか。」との問い合わせに対しては、「いいえ、そんな事は決してありません。『イエス』を拝むと言う事とは全然意味が違うと思って居ります。」と答えている。李明植牧師の説教に関連して、「ユダ国が独立したら朝鮮も独立するのだろう。」といいういじわるい質問にも、「朝鮮独立ということは毛頭考えて居りません。李明植牧師からそんな事を聞いた事ありません。」と、きっぱり否定している。「末世は『イエス』の地上天国を意味し、『イエス』の地上天国は日本の滅亡を意味するのではないか。」に対しても、地上天国の建設と日本の滅亡を直ちに結びつけることを拒んでいる。

本事件の展開で興味深いことの一つは、徹底した証人訊問である。聖潔教会の指導者李明植牧師（創氏改名：牧野明植）と面長以外は、10人とも金化教会の会員である。15～6人ぐらいの小さい教会だから、教会全体が攻撃にさらされ、危機的状況だったことは想像に難くない。次に彼等の証言が口裏を合わせたかのように、総督府の政策におもねるような内容か、さもなくば判らない、と答えている。甚だしい例は、徐英植（吉村英植）の訊問内容で、徐はすべての質問に判らないと答えたため、司法警察官が「証人は基督教を信じる様になってから相当長くなるのに、何とも知らぬ存ぜぬでは通らぬではないか。嘘をいって居るのではないか。」と詰め寄っている。李明植は、聖潔教会の指導者だけあって、その答弁には神学的な論点が伺えるし、組織防衛という意識が強く働いていることも伺える。彼は再臨をあくまで信仰上

のことと強調し、地上天国を実質的に否定している。末世、天国の建設などもすべて現実政治の問題とは完全に切り離している。だから、ユダの独立と朝鮮の独立の関係を問われても、「全然関係ありません。・・・朝鮮独立などは、絶対夢見るべきものではありません。」としている。「信者が神社参拝をするのは偶像崇拜ではないか」との質問にも明快に答えている。「いいえ。偶像崇拜ではありません。人間の形だとかあるいは動物の形だとか据えてみるとせば、偶像と見做すか判りませんが、神社にはそんなものはありませんから偶像ではありません。文部大臣も宗教とは神社と全然別個の問題を言って居りますから、我等教徒も無論、神社参拝しなければなりません。私の教は彼の長老教とは全然趣を異にして居ります。」さらに、最後は「今後我等教徒は益々時局に対する覚悟を新たにし、官憲の御厄介にならない算りであります。」と、結んでいる。

二人の被疑者の立場は、京城地方院鐵原支庁検事分局（1941年9月22日）の訊問で大きく変わる。検察調書を見てみよう。韓は言う、「本年3月までは聖書に他の神を敬う勿れと書いてあるので、キリスト教信者は天皇陛下や天照大神を拝めば天の罰を受けるから拝むことはできないと考えて居りましたが、本年3月ごろからはキリスト教信者も天皇陛下や天照大神を拝まねばならないと考える様になりました。」そして、千年王国の地上建設を否定し、最後に転向表明をしている。「現在では今までのキリスト教に関する考えが間違いである事が分りましたので、左様な間違った考えを棄てて仕舞って立派な皇国臣民になろうと考えて居ります。」朴は、地上天国の説教もしていない、末世、再臨も言っていないとして、「警察では厳間に堪えかねて嘘を申しました。」と、警察での調書を全否定する立場を取った。公判は検察調書の内容通りに進み、結果として朴は不起訴、韓は比較的軽い1年の実刑ということになった。

訴訟の展開を見て聖潔教会があくまで組織防衛に徹したと考えられるが、一般信徒のあいだには、朝鮮のクリスチヤンに広く見られる誠命遵守と唯一神信仰が強くあったこと、また聖潔教会の教理的特徴としての再臨信仰が黙

示文学的に天皇制批判と氣脈を通じていたのではないか、と思われる。

結　語

本稿においては、日本統治下朝鮮における国家と教会の関係、とりわけ日本統治末期の神社参拝問題の意味を天皇制とキリスト教との葛藤関係において解釈し、具体的な事例として、原資料に基づいて聖潔教会の不敬罪事件をとりあげた。本稿の論点としては、まず第一に、これまでの神社参拝問題の研究が神社偶像崇拜論を中心にして論じてきたが、これを天皇制とキリスト教との葛藤関係という脈絡の中で、その他の対立点とともに総体的にとらえる必要を指摘した。第二に、従来の研究が長老教会や監理教、カトリックなどの主要教派、しかも指導者中心に見てきたために、その他の諸教派や、また数多くの一般信徒の状況にまで十分な検討が加えられなかった。第三に原資料の不十分さのために、解釈者の主観、ないしは信仰告白が歴史叙述に投影し過ぎる、というような問題点を指摘した。このような問題点を克服するために、本稿ではソウルの大法院と検察庁に保管されてある日本統治時代の訴訟記録を原資料として取り上げた。しかも、これまで十分な研究が成されていない聖潔教会の事件を取り上げた。

本稿において明らかになった点は、まず第一に、1930年代後半から1940年代初めにかけて神社参拝が強要されたが、積極的な抵抗運動以外にも、消極的ではあっても、参拝の強要に異議申し立てをする動きがあった。当時、不敬罪事件が数多く発生していることから、朝鮮人クリスチャン、また一般朝鮮人のあいだにかなり広範囲に、神社参拝に対する不満があったと考えられる。第二に、総督府の政策とキリスト教会との対立関係は神社参拝問題に限らず、宮城遙拝を始めとする天皇崇拜の問題に深く関わっていた。第三に、天皇制国家の国体と全面的に対立したのは、キリスト教の再臨信仰だった。再臨信仰は、朝鮮人クリスチャンがアメリカの宣教師から受容したものであるが、朝鮮人クリスチャンの信仰には現実批判的な信仰形態が含まれていたと考えられる。再臨信仰が最も鮮明に表れたのが聖潔教会や第7日安息教会

などの終末論的小教派であった。第四に、聖潔教会は教団としては、神社参拝を許容する方針をとっていたが、信徒レベルまで徹底していたとは、考えられない。その教理的特色からしても、また朝鮮人クリスチャンに共通にみられる民族性などから見ても、信徒の間には天皇制に対する批判的信仰を持っていた者も少なくなかったと考えられる。だからこそ、教団指導部が総督府の政策に対して妥協的態度をとったにもかかわらず、最終的に一斉検挙され、強制解散させされることになった。第五に、日本と植民地朝鮮におけるキリスト教弾圧には連関性があることが、聖潔教会や灯台社の事件を通して明らかにされた。

以上の諸点のうちさらに考察を必要とする点は、なぜ再臨信仰が官憲によって厳しく問われたのかという点と、なぜ朝鮮のクリスチャンが再臨信仰を強く持っていたのかという点である。一つの理由は、再臨信仰がユダヤの再建という民族主義的側面を持っていたからではないか、と考えられる。³⁰⁾ また再臨信仰の要素である末世論および千年王国待望が戦争に対する審判的見方と、キリスト教的平和主義を体現していた、という点も見逃してはならない。またキリストの王権という考え方、そして千年王国の地上建設という考え方が天皇を頂点とした日帝の統治、即ち国体に全面的に対決するという点も指摘しなければならない。日朝の聖潔教会の再臨信仰の持ち方の違いは、逐語靈感的な信仰に止まっている日本人クリスチャンに対して、朝鮮人クリスチャンの場合逐語靈感的な信仰を持つつも、そこには民族的な要素、即ち日本の統治に対する暗黙的な批判を含んでいるように受け止められるのである。世界史上に登場した千年王国運動がユートピアを展望する社会変革の性格を持っていたように、³¹⁾ 再臨信仰に支えられた朝鮮人クリスチャンの抵抗には默示文学的メシアニズムの色合いが強く見られる。民族主義運動が徹底的に弾圧され、皇民化政策と国民精神総動員が進行する日帝末期において、信仰の領域が国外でのパルチザン運動や独立運動を除いて、唯一残された闘いの領域であったためではないか、と考えられる。

注

- 1) 民族団体新民会に関係した人々を中心に逮捕が行われた。そして、逮捕者392名、裁判にかけられた者123名中、第一審で有罪判決を受けた者が105名であったため105人事件と通称されている。105人事件の全貌と新民会との関連については、尹慶老、『「105人事件」を通して見た新民会研究』高麗大学大学院史学科、博士学位論文、1988を参照。
- 2) 朝鮮のプロテスタント教会の形成過程と民族運動ないし民族独立思想との関連については、例えば、閔庚培、『教会と民族』ソウル：大韓基督教出版社、1981；李萬烈、『韓国基督教と歴史意識』ソウル：知識産業社、1981などを参照されたい。
- 3) 解放後の教会分裂、特に長老派の分裂に関しては、朴炳植、「韓国長老教会の分裂に関する史的考察（1945－1969）」、延世大学連合神学大学院、修士学位論文、1971；崔薰、『韓国再建教会史』ソウル：聖光文化社、1979などの研究がある。
- 4) 本稿で取り上げる金化聖潔教会信徒の不敬罪事件に関しても、神社および天皇に対する不敬、再臨信仰による国体の否定、戦争遂行に対する批判などが犯罪事実として列挙されている。このことは、朝鮮のキリスト教が天皇制の持つ宗教性と葛藤関係にあり、また東洋の平和の名のもとに侵略を正当化していた軍国主義天皇制と対立関係にあったことを示している。
- 5) 例えば、金承台は、日本の植民地支配における宗教政策の核心を神社政策と宗教としての神道の浸透過程ととらえたために、その背後にある天皇制国家の問題性そのものについては十分な考察を行ない得ていない。金承台「日本神道の浸透と1910・1920年代の“神社問題”」、『韓国史論』16、1987。
- 6) 例えば、金英才は改革派長老主義の立場を強く押し出して、神社参拝問題を解釈している。金英才、「神社参拝と韓国教会の信仰」、『神学指南』203号、1984。
- 7) 近年、韓国教会史の叙述において、指導者中心的叙述から民衆中心の叙述への転換を主張する、いわゆる民衆史観が台頭しつつある。韓国教会史における歴史観の問題については、韓国基督教史研究会、『韓国基督教の歴史 I』ソウル：基督教文社、1989；また民衆史観については、金興洙、「教会史叙述方法の新しい視角」、『韓国基督教史研究』24号、1988を参照。
- 8) 閔庚培は従来の研究が独立宣言署名者に集中していたのに対し、社会史的方法を導入することによって、一般信徒の動きを分析している。閔庚培、『韓国基督教社会運動史』ソウル：大韓基督教出版社、1987、IX、3・1運動と基督教の参与—その社会史。しかし、神社参拝問題に関しては、社会史的視点は十分でなく、結果として指導者中心の叙述に終わっている。閔庚培、「日帝末基督教人の最後の抵抗」、

- 『教会と民族』所収；閔庚培，『殉教者朱基徹牧師』ソウル：大韓基督教出版社，1985などを参照。
- 9) 神社参拝反対のため廃止された教会200，投獄されたキリスト者2000余名，その中獄死した者50余名であった。吳允台『日韓キリスト教交流史』新教出版社，1968，p. 273。
- 10) 閔庚培は、「教会の生存は公的機構としては他の道を選ぶことができなかった。殉教か転向であった。しかし、機構としては自爆も殉教も選び取れるよう放任されではいなかった。それも個人のキリスト者の場合にだけ選択が可能であった。」と述べている。閔庚培，『韓国基督教社会運動史』，p. 281-282。
- 11) 李泉泳，『聖潔教会史』ソウル：基督教大韓聖潔教会出版部，1970，pp. 89-90；安スフン，『韓国聖潔教会成長史』ソウル：基督教美州聖潔教会出版部，1981，p. 176。
- 12) Cf. Kun Sam Lee, *The Christian Confrontation with Shinto Nationalism* (Philadelphia: The Presbyterian and Reformed Publishing Co., 1966), p. 185-188. 安培濬、『太陽神と闘った者たち』上，釜山：カルビン文化社，1956所収の李基宣等21名の予審終結書，参照。
- 13) 朝鮮における灯台社事件に関しては，拙稿，「日本統治下朝鮮における灯台社の活動と弾圧事件」，桃山学院大学国際文化学会，『国際文化』創刊号，1990所収，を参照されたい。
- 14) 日本のホーリネス系教会の歴史，特に弾圧事件に関しては，次の各書を参照。小出忍編，『ホーリネスの群略史』ホーリネスの群，1974；山崎驚夫，千代崎秀雄『日本ホーリネス教団史』日本ホーリネス教団，1970；小出忍，『昭和の殉教者－小出明治の生涯』ホーリネスの群，1980；ホーリネス・バンド弾圧史刊行会編，『ホーリネス・バンドの軌跡－リバイバルとキリスト教弾圧』新教出版社，1983；山崎驚夫，「神社問題とホーリネス教団」，富坂キリスト教センター編，『キリスト教と大嘗祭』新教出版社，1987所収。
- 15) 韓国基督教100周年記念大説教集出版委員会編，『大説教集』第5巻，1936-1940，ソウル：博文出版社，1974，p. 490。
- 16) キリスト教主義学校に対する神社参拝の強要に関しては，韓哲曇，『日本の朝鮮支配と宗教政策』未来社，pp. 180-184を参照。
- 17) 礼拝堂の鐘の提供や，国防献金，主日の勤労奉仕など，総動員体制のもとで戦争協力が求められた。李泉泳，前掲書，p. 84-85。
- 18) 教会に対する神社参拝の強要に関しては，韓哲曇，前掲書，pp. 185-196参照。また，各教派の受けとめ方の違いについては，金南植，「神社参拝と韓国教会」(I)，

『神学指南』215号、1988参照。

- 19) 安培濬、『太陽神と闘った者たち』釜山：カルビン文化社、1956に収録された予審終結書の内容による。
- 20) 神社不参拝運動については、韓哲曦、前掲書、pp. 196–205を参照。朱基徹牧師の殉教的闘いについては、閔庚培、『殉教者 朱基徹牧師』が詳しく、孫良源牧師については、安培濬、『孫良源牧師説教集』上下、ソウル：信望愛社、1963、とくに訴訟記録が貴重な資料となっている。朴寛俊長老の陳情書国会投下事件については、朴永昌（金忠一訳）『正義がわれを呼ぶ時』新教出版社、1980を参照されたい。
- 21) 金容福は朝鮮のクリスチヤンの逐語的な聖書理解と民族的理解を強調している。金容福、「民衆のメシア運動としての韓国キリスト教」、NCCキリスト教アジア資料センター編訳、『民衆の神学』教文館、1984、pp. 151–158。
- 22) Kun Sam Lee, op. cit., pp. 183–193。
- 23) A. J. Brown, The Mastery of the Far East, New York, Charles Scribners, pp. 512–513（閔庚培、『韓國民族教会形成史論』三版、ソウル：延世大学校出版部、1988、p. 31に引用。）
- 24) 村上重良、『天皇制国家と宗教』日本評論社、1986、pp. 225–226。
- 25) 1941年のキリスト教弾圧に関しては、同志社大学人文科学研究所、キリスト教社会問題研究会編、『戦時下のキリスト教運動』第2巻、新教出版社、1972参照。
- 26) 金化警察署意見書、1941年9月18日。
- 27) 同上。
- 28) 日本における裁判での山口弘三の検事論告では、1940年春にあったホーリネス教会の牧師の不敬言辞以来、内偵していたという。『戦時下のキリスト教運動』第2巻、p. 378。また、米田豊の証言では、警察は10年前から調べていたと漏らした、という。米田豊、高山慶喜、『昭和の宗教弾圧』いのちのことば社、1964、p. 20。
- 29) 日本の裁判でも調書は警察との合作だと言われた。米田豊、高山慶喜、前掲書、p. 40。
- 30) 日本のホーリネス教会の指導者である中田重治は強いユダヤ主義をもっており、この点が官憲の注目を引いたとも見られている。しかし、朝鮮人クリスチヤンにとつてのユダヤ主義は彼等の民族独立につながると言う点で、日本とはまったく違う意味合いを持っていた。
- 31) 世界史上の千年王国運動については、鈴木中正編、『千年王国民衆運動の研究』東京大学出版会、1982を参照。世界の教会史を千年王国運動をパラダイムにして解釈すべきであるという徐南同の論点に関しては、『民衆の神学』所収の徐論文を参照されたい。